

○添付書類一覧

- ① 法人にあってはその登記事項証明書
- ② 主として販売する物品の種類
- ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- ⑧ 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- ⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- ⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- ⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- ⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

※ 添付書類に関する留意事項

1. 個人の届出において、住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用できない場合などは、住民票の写しの提出を求める
2. 配置図面は、求積図、求積表により店舗面積が確認できるようにすること
3. 駐車場の出入口の形式、位置、数等については、県警本部、地元警察、道路管理者等と十分協議を行った上で計画し書類を作成すること

| 届出事項 | 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 1 新たに大規模小売店舗を設置しようとする場合 | 根拠条項：法第5条第1項 届出時期：新設の8ヶ月前 届出様式：様式第1「大規模小売店舗届出書」 添付書類：①～⑫ |
| 2 届出内容の変更の場合 (法第5条第1項第1号及び第2号の変更) | 根拠条項：法第6条第1項 届出時期：遅滞なく 届出様式：様式第2「変更届出書」 添付書類：①～②の中で変更が生じるもの |

| | |
|---|---|
| <p>3 届出内容の変更の場合 (法第5条第1項第3号から第5号の変更)</p> | <p>根拠条項：法第6条第2項 届出時期：変更を行う8ヶ月前 届出様式：様式第2「変更届出書」 添付書類：③～⑫の中で変更届出事項と関係するもの</p> |
| <p>4 届出内容の変更の場合 (法第5条第1項第6号の変更)</p> | <p>根拠条項：法第6条第2項 届出時期：あらかじめ 届出様式：様式第3「変更届出書」 添付書類：③～⑫の中で変更届出事項と関係するもの</p> |
| <p>5 大規模小売店舗を廃止する場合</p> | <p>根拠条項：法第6条第5項 届出時期：あらかじめ 届出様式：様式第4「廃止届出書」</p> |
| <p>6 県の意見を受け変更する場合</p> | <p>根拠条項：法第8条第7項 届出時期：県の意見から2ヶ月以内 届出様式：様式第5「届出事項変更届出書」 添付書類：③～⑫の中で変更届出事項と関係するもの</p> |
| <p>7 勧告を受け変更する場合</p> | <p>根拠条項：法第9条第4項 届出時期：開店前 届出様式：様式第6「届出事項変更届出書」 添付書類：③～⑫の中で変更届出事項と関係するもの</p> |
| <p>8 承継を行う場合</p> | <p>根拠条項：法第11条第3項 届出時期：遅滞なく 届出様式：様式第7「承継届出書」</p> |
| <p>9 法の施行日時点で大規模小売店舗である店舗について、法の施行後、最初に変更を行う場合（法第5条第1項第3号から第5号に係る変更の場合）</p> | <p>根拠条項：法附則第5条第1項・第3項 届出時期：変更する8ヶ月前 届出様式：様式第8「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 添付書類：③～⑫の中で変更届出事項と関係するもの</p> |
| <p>10 法の施行日時点で大規模小売店舗である店舗について、法の施行後、最初に変更を行う場合（法第5条第1項第6号に係る変更の場合）</p> | <p>根拠条項：法附則第5条第1項・第3項 届出時期：あらかじめ 届出様式：様式第8「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」 添付書類：③～⑫の中で変更届出事項と関係するもの</p> |

○添付書類の内容一覧

| 添付書類 | 内 容 |
|---|---|
| ① 法人にあつては、その登記事項証明書 | 登記事項証明書 ※ 個人の届出において、住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用できない場合などは、住民票の写しの提出を求める |
| ② 主として販売する物品の種類 | 小売業者ごとに主たる販売品目（食料品、衣料品等）が記載されている書類 |
| ③ 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 | (1) 延床・店舗面積を確認できる建物配置図、平面図（求積図・求積表） (2) 住宅地図（建物の設置予定位置及び付近の道路状況を示す図面） (3) 敷地全体の建物配置図（店舗、廃棄物保管施設等の配置がわかるもの） ※ 図面の大きさは、その種類ごとに同一縮図に統一するものとし、図中に縮尺率を記載すること。 |
| ④ 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 | (1) 駐車場台数を確認できる書類（図面） (2) 駐車場台数算出根拠に関する書類（指針以外の方法で算定する場合は、当該算定方法を採用するに至った理由及び算出根拠を確認できるもの） |
| ⑤ 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 | (1) 駐車場の自動車の出入口の数、位置を決めた理由及びその根拠 (2) 大規模小売店舗施設周辺の見取図（方向別自動車来台数の予測値、道路幅員、歩道、横断歩道、通学路、バス路線等の状況を明示するもの） (3) 駐車場の管理運営面での配慮（騒音防止対策を含む）を記載したもの |
| ⑥ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 | (1) 案内経路設定の理由及びその根拠 (2) 主要道路から当該大規模小売店舗への車両流出入経路（来客車両、搬出入車両、廃棄物収集車両）を確認できる図面 |
| ⑦ 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 | (1) 搬出入作業タイムスケジュール ※ おおよその搬出入車両台数と荷さばき時間帯が把握できるもの (2) 荷さばき施設の位置図（敷地境界や騒音予測地点までの距離を明記したもの） (3) 荷さばき施設の面積とその根拠を記載した書類 (4) 荷さばき施設の騒音防止対策と運営面での対策を記載した資料 |
| ⑧ 遮音壁を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面 | (1) 遮音壁の位置、高さ、厚さ等を示す図面 (2) 遮音壁の材質及び遮音・吸音効果を記載した書類 |

| | |
|--|---|
| <p>⑨ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面</p> | <p>(1) 騒音発生設備を設置する位置を示す配置図（騒音予測地点までの距離、稼働予定時間を明記したもの）</p> <p>(2) 騒音発生設備ごとの騒音レベルと騒音防止対策を記載した書類</p> |
| <p>⑩ 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠</p> | <p>(1) 等価騒音レベルの予測の結果及び算出根拠（予測の対象とした騒音源とそれぞれのパワーレベル、昼間と夜間の等価騒音レベル、予測地点を選定した理由を記載する。また指針等に定められた方法によらない場合には、当該方法と根拠となるデータ等を示すこと）</p> <p>(2) 拡声器の位置図とその騒音レベル（敷地境界や騒音予測地点までの距離を明記すること）</p> <p>(3) 営業宣伝等の実施時間及び運営面での対策を記載した書類</p> |
| <p>⑪ 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠</p> | <p>(1) 騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠（予測の対象とした騒音源とそれぞれのパワーレベル、昼間と夜間の等価騒音レベル、予測地点を選定した理由を記載する。また指針等に定められた方法によらない場合には、当該方法と根拠となるデータ等を示すこと）</p> <p>(2) 大規模小売店舗周辺図（予測地点及び騒音レベルの最大値を明記すること）</p> |
| <p>⑫ 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠</p> | <p>(1) 保管施設の容量の妥当性を示す書類（指針において基準として示された各種原単位等を用いて算出する場合にはその数値等を、他の方法による場合にはその根拠となる数値及び算出方法等を記載すること）</p> <p>(2) 廃棄物保管施設の運営面での対策（衛生、悪臭防止、騒音対策を含む）を記載した書類</p> <p>(3) 保管施設の位置図（敷地境界や騒音予測地点までの距離を明記する）</p> |

※ 上記の書類は、複数の項目に重複して活用できる場合は、重複して添付する必要はありません。

※ 指針に基づく配慮事項について確認できる書類も添付してください。